

平成 25 年第 3 回定例会 総務政策常任委員会

平成 25 年 10 月 2 日

西村委員

まずは、県費負担教職員の給与負担等の移譲に関する財政措置について、伺ってまいりたいと思います。

先ほども質問がございましたけれども、改めて確認をさせていただきたいと思います。

私ども公明党としても、任命権者と給与負担者が一致しないねじれが生じている、この政令市の教職員の採用に関しては、このねじれを解消し、より現場が生き生きと活躍できるような形ということで、何度か提言をさせていただいてまいりました。

特に本県では、平成 22 年 3 月に横浜市、川崎市教育委員会と連名で総務大臣、文部科学大臣に要望されたのをはじめ、同年 5 月には国に対し、県でも単独で要望していらっしゃる。そして、何よりも神奈川県は横浜、川崎、相模原と三つの政令指定都市を有する県でございますので、全県の 6 割の教職員がねじれ状態の中にあるという、こういう問題の中で、今回の指定都市市長会からの提案があったわけでございます。

教育に関わる問題は、そちらの委員会にお任せをさせていただくこととして、今回はこの財政措置について、いろいろ教えていただきながら、お話を伺っていきたくております。

まずは、本県における現行での政令市に係る教職員人件費の総額はお幾らでしょうか。

財政課長

本県の国庫負担金を含めました義務教育教職員に対する給与費全体でございますが、全市町村でおおよそ 4,200 億円程度と把握してございます。

西村委員

それは全市町村ですよ。政令市の人件費というのは、お分かりになりますか。

財政課長

本県の給与費全体の政令市分でございます。教育局が集計した平成 23 年度決算では、おおよそ 2,390 億円程度と試算してございます。

西村委員

そのうちの国庫負担金額は幾らですか。

財政課長

私どもが聞いているところでは 520 億円ほどと聞いてございます。

西村委員

となると、残りの 1,870 億円というのは、一般財源から賄われているという認識をいたしました。つまり地方交付税や県税などによって賄われている。

この地方交付税の中には、臨財債が含まれると思うんですけれども、その金額

的なもの、あるいは割合、そういったものはお分かりになりますでしょうか。

財政課長

地方交付税でございますけれども、例えば平成 25 年度の予算で申し上げますと、おおむね 600 億円が地方交付税、それから 2,630 億円ほどが臨時財政対策債、こういった状況でございます。

財政部長

今、課長からお答えいたしましたのは、総額でございます。ただ、税金と交付税と臨財債は、みんな一般財源でございますから、どれをどの事業にどれだけ充てていると、そういうものはございませんので、仮に言うのであれば、その割合でそれぞれの事業で同じようにはなっているというレベルの話でございます。

西村委員

それでは、その割合は分かりますか。

財政課長

大体、一般財源における税収の割合がおおむね神奈川県ですと 76%でございますので、その残りの部分、これが地方交付税等で賄われていると考えていただいで構わないと思います。

西村委員

細かい数字を伺って申しわけありません。所管でもありませんのに、いろいろ伺いました。

ただ、私が調べさせていただいたところでは、教育に関わる政令市の人件費では、地方交付税と臨財債の割合が 1 対 3 になるというような報告が上がっているようです。

今回、気になったのがこの財政措置の提案で、頂いた資料には地方交付税（臨時財政対策債を除く）による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが必要不可欠であるとなっているんですが、これは可能なんでしょうか。

財政課長

現在の地方財政制度ですと、いわゆる地方交付税は総額が、まだ確保できていないという状況でございます。したがって、その財源不足額につきましては、いわば臨時財政対策債という借金でこれは賄うように、地方公共団体が言ってみれば、そういうふうに強いられている状況でございますので、現在の地方財政制度を考えると、その臨時財政対策債を除くということについては、果たしていかなものかなというふうには考えてございます。

西村委員

提案の段階ですから、仮にというお答えになってしまうのは仕方ないことだと思うんですが、更に伺いたいと思います。

義務教育国庫負担金算定上で、除外される職員という方々が県内で 77 名、政令市に 22 名いらっしゃいます。こういった場合には、県単独で措置をされているこの方々については、どういうお約束事項になっているんでしょうか。

財政課長

今般頂いた御提案の中では、その部分についてはまだ明定されてございませんので、私どもの段階では答えは持ち得てございません。

西村委員

まだそれが課題があるというふうに把握をさせていただきました。

地方税法から考えたら、不均一課税の趣旨というのがありますので、政令市域の県民に対してのみ個人県民税を引き上げるということは、困難じゃないのかなと思うんですが、その点について教えてください。

税制企画課長

個人住民税につきましては、現在、県民税が税率4%、市町村民税が6%、合わせて10%ということがございますけれども、もちろん不均一課税なり超過課税という制度が適用されるところでございますけれども、こういった不均一なり超過課税という制度が今回のような財源調整として使われるということがその趣旨に合っているかどうか、ここは整合性をきちんととらなければいけないと考えております。

西村委員

標準税率自体の見直しが必要になってくると、また政令市以外のところとの調整というのが問題になってくると思います。

今回、提案を受けたわけですが、ここからは要望を申し上げます。

今、御答弁にもありましたけれども、県として整合性のとれたスキームというものをしっかりとお考えいただいた上で、他県と大きく違うのは、政令市が三つあるというところでございますので、しっかりと協議を重ねていただいて、方向性を示していただけますよう要望させていただいて、この質問は終わります。

続いては、KASTの先端研究の活用と産業技術センターの在り方について伺わせていただきたいと思います。

KASTが当地に進出しまして、新たな一步を踏み出しました。そして画期的な研究が行われているということは、本委員会でも視察に行かせていただきました。三つの研究ラボを拝見をさせていただき、そしてプロジェクトマネージャーに直接お話を伺うこともできました。

KASTの先端研究の成果活用について、私も一般質問で取り上げさせていただきましたところ、知事からは、食品の神奈川ブランドの構築、あるいは画期的がん検診など、県民の健康増進や産業化に直ちに結び付けられるようにするという大変力強い答弁がございました。

そんな中で、この委員会におきまして、産業技術センターの在り方を検討する有識者会議から、産業技術センターと統合すべきという提言があったと伺いました。一般に統合というと、機能縮小してしまうといったイメージが広がってしまうんですけれども、産業技術センターからは、KASTが統合されることが望ましいという意見だったんですが、それではKASTにとって産業技術センターとの統合、KASTの立場から立ったときは、どういう意味を持つんだろうという

のが疑問としてございました。

そこで、産業技術センターとの統合にも触れながら、KASTの研究活動の状況について何点か伺ってまいりたいと思います。

KASTの注目すべき研究センターの一つとして、光触媒があるということは私も一般質問で取り上げさせていただきました。その成果を製品化につなげるだけでなく、KAST自らが性能試験サービスを展開し、中小企業支援につなげた例として評価をしております。KASTが行っている企業向けの光触媒の性能試験サービスは、具体的にどういった性能試験を行っていらっしゃるのか、教えてくださいませんか。

科学技術・大学連携課長

光触媒でございますが、これまで光触媒は様々な機能を有するということが解明されてきてございます。KASTは、そういった機能の評価方法の研究というのを実施してまいりまして、標準化、具体的にはこの場合ですと試験方法をJIS、つまり日本工業規格の取得を推進してまいりました。その結果、KAST自らが平成19年度から光触媒の実施試験サービスの提供というのを公開してございまして、順次、評価項目の追加を図ってきてございます。

具体的な性能試験の中身でございますが、一つは、光触媒としまして、光を当てると有機部が分解されて、汚れが自動的に落ちるというセルフクリーニング性能というのがございます。

それから、あと大気汚染の原因となる窒素酸化物、いわゆるNOXでありますとか、あるいはシックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒドといった有害物質を除去する、空気浄化性能というのがございます。そういった項目についての性能試験を行っているところでございます。こういった光触媒製品の性能をKASTが評価することによって、中小企業が新製品を開発するときの支援、あるいは市場参入支援ということをさせていただいているところでございます。

西村委員

具体的に性能試験サービスの実績というのは、どういうふうになっていますか。

科学技術・大学連携課長

KASTでは、例えば材料の強度測定でございますとか、微細構造解析でありますとか、あるいは表面成分分析など20種類以上の計測サービスを展開しているところでございます。そういった中で、ここ二、三年、不況ということもあり、全体的に計測サービスの収入というのが軒並み減少という状況であります。この光触媒についてはかなりの伸びを示しているところでございます。

西村委員

今回、御報告いただいている経営状況説明書においても、収支計算書が添付されておりますけれども、こちらには金額的に決算額が落ちている。ただ、今の御報告では、その中で光触媒に関わる性能試験サービス自体は実績が伸びていると理解をいたしました。

どうせなら、どういう性能試験サービスがどのような状況で推移している

かというのが分かるようになさった方がKASTの研究がどう生かされているか、そして今の時代にどういうニーズがあるのかということも見えてくるという気がいたしますので、報告においては、そういった御配慮をしていただけたらなと感じるところです。

ちなみに、この委員会でもLISEに行って、光触媒の研究ラボも見てまいりました。引き続き、LISEで光触媒の研究を行っているようなんですけれども、これはまた何か新たな研究をなさっているんですか。

科学技術・大学連携課長

おっしゃるとおり、光触媒は新しい機能というのがございまして、ウイルスを除去する抗ウイルス性能というのがあるということが解明されてきてございます。この抗ウイルス性能というのは、例えばインフルエンザでございまして、あるいはノロウイルス、こういったウイルスの感染予防器具などに活用できると思っております。これは正にライフサイエンス産業につながるものでございますので、京浜臨海部特区の中のLISEでウイルス試験法の確立に向けて、現在研究を行っているということでございます。

西村委員

これまでのKASTでは、ウイルスに係る研究というのは、なかなか許可が出なかったという流れもあるかと思えますし、今後、LISEの中でまた新たな研究の展開をしていただきたいと思います。

今、性能試験サービスについて伺ってまいりました。この研究成果を評価を計測サービスにつなげるという意味では、食品の機能性、安全性の強化のプロジェクト、先ほどもお話ししましたプロジェクトの分野は違いますが、同様の考え方で進めていらっしゃるなというのを実感したところです。

ニュートリデノミクスという考え方に基づいて、遺伝子が与える食品の影響をやっていくと承知をしているんですが、この食品の機能性、安全性の評価に対して、産業技術センターはどう関わっているんでしょうか。

科学技術・大学連携課長

この食品の機能性や安全性の評価というのは、出口といたしまして、そこに科学的根拠を与えて、お墨付きを与える評価法を確立して、信頼度の高い食品の神奈川ブランドの構築、あるいは中小企業の新製品開発、新規参入促進ということを目指しているというプロジェクトでございます。

産業技術センターの県の試験研究機関としまして、KASTと共同して、依頼試験でありますとか、あるいは評価計測サービス等を通じて企業支援を検討していただくことをさせていただいております。現在の研究段階から食品の機能性について、産業技術センターとKASTの共同研究という形で研究に参画をしていただいているというところでございます。

西村委員

KASTの研究成果が産業技術センターが行う中小企業支援につながった例というのを教えていただけますか。

科学技術・大学連携課長

KASTでは、出口を見据えた研究に力を入れてございますので、中小企業に近い産業技術センターとは研究の初期段階でできる限り参加いただくよう努めてまいりました。

このような中、例ということで一つ紹介させていただきますと、いわゆる表面処理、メッキ、これは最近は自動車用など、かなり高度な技術になってきてございますけれども、メッキの最新の技術としてダイヤモンド並みの硬さを誇るダイヤモンドライクカーボン、DLCと呼んでいますけれども、その実用化研究というのをKASTと大学、そして産業技術センターで5年間共同で行いました。その成果として、新しい表面処理装置というのを開発することができました。

この研究は終わったんですけれども、研究終了後にこの開発した装置を産業技術センターに移設して、今、産業技術センターがこれを活用して中小企業支援を続けているというようなものが例示してございます。

西村委員

ということは、具体的な連携がとれているということだと思んですが、産業技術センターとの統合、KASTにとってどういう意味を持つのか、お教えいただけますか。

科学技術・大学連携課長

KASTにとっての意味ということでございますけれども、KASTの活動の方向性につきましては、神奈川県科学技術政策大綱という大きな政策の方針を平成24年に改定したものがございまして、その中にKASTの位置付けがされておりまして、実用化につながる研究内容や手法を重視すること、それから産業技術センター等の県試験研究機関との連携強化を図ることが明記がされてございます。

今回、産業技術センターの在り方の検討の中で提言が出されたわけでございますが、KASTの側から見ましても、KASTの先端的な研究というのを産業振興につなげていこうという大綱の方向性に沿った、こういったものであると考えているところでございます。

西村委員

ただ、ライフサイエンス系の研究においては、こういった効果が見込まれるんですか。

科学技術・大学連携課長

ライフサイエンスの研究ということでございますが、本県産業の構造としますと、やはり本県はものづくり産業と言いますか、製造業の厚い集積があるということが本県の特徴でございまして、ライフサイエンス産業も中小企業への波及効果、つまり裾野の広い産業にしていくためには、ライフサイエンスの中でも医工連携というのが非常に大切になってくると存じます。

この観点から、KASTでは今まで医療機械の開発につながるような研究にも力を入れてきているところでございますが、こういった医療機器などの開発とか試作、そういった段階で製造業の中小企業とネットワークと持つ産業技術センタ

一との統合というのは、非常に効果が高いのではと見込んでいるところでございます。

西村委員

連携が必要なことは分かりました。ただ、統合ということが今回、提言として上がってきているわけですがけれども、これは県の組織である産業技術センターと公益財団法人であるKASTとの統合というのは、甚だ課題が大きいのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

科学技術・大学連携課長

これは産業労働局の方で、産業技術センターの独法化といった部分が必要になりますので、そのためには、総務省の認可というものが重要となってございます。それで、伺っているところによりますと、県機関と第三セクターを統合して独法化するということにつきましては、県レベルでは前例がないというようなお話をいただいているということで、本格的な調整はこれからでございますので、今後、調整を産業労働局と連携をとって進めていきたいと考えているところでございます。

西村委員

所管の委員会に論議をお任せすることといたしまして、今申し上げたような組織上の問題もあるであろうと思います。ただ、連携が必要なことは十分理解をさせていただきます。

そんな中で、先端研究を推進させていくためには自由な発想と、成果に至るまでの時間的な猶予というものが重要になってくるかと思えます。そういった意味合いからすると、それぞれの組織がまず統合というよりも、まずは柔軟かつ機動的な体制を整えて連携をとということを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について、御報告いただきました。

まずは、ライフイノベーションセンターの整備推進について伺ってまいりたいと思います。

先ほども御質問がございましたので、できるだけ重ならないように質問をさせていただきますと思うところなのですが、今回、補正予算の計上から換算すると、実質2年半という短いスケジュールで事業を進めることとなります。この短いスケジュールの中で進めるということは、想定される建設運営事業者側とも事前に何らかの接触をされているものと思うんですが、そういったことがあるとした上で、その反応やそこから見えてくる課題について、お教えいただけますでしょうか。

国際戦略総合特区推進課長

ライフイノベーションセンターについては平成28年当初の稼働を目指して、また来年3月に建設運営事業者を決めようということで、スピード感を持って進めております。

こうした中、我々がそういった事業の可能性のある業者については、幾つかヒアリングという形で接触をさせていただいており、その中での感触といったお話をさせていただければと思っております。

概略的に申し上げますと、非常に好感触が得られているということで、その理由といたしまして、再生細胞医療分野の将来の市場拡大といった期待、そして国によりますこの分野に対する政策動向といった動きや、殿町自体のポテンシャルといったところに非常に御理解いただいていると思っております。

一方、こういった事業は非常に例も少ないということもございまして、具体的には、安定した収支見込みが成り立つのか、あるいは入居費用の確保といったものをどういう形で進めていくのか、こういった課題があるといった声も聞かれています。

こうした点につきましては、今回、補正予算案で計上させていただいておりますアドバイザー業務委託といった事業を通じまして、詳細にこれから調査、検討を進めてまいりたいと考えております。

西村委員

今、課題として収支見込みを確かなものにしていかなきゃいけないという趣旨のもの、そしてそれを成功に導くためのアドバイザー業務委託ということが御答弁であったわけですが、例えば収益性を確保する方法や方策については、何か具体的なものをお考えでいらっしゃいますか。

国際戦略総合特区推進課長

お話にありました収支見込みをいかに確保するか、非常に重要なポイントでございまして、我々、現状で幾つかまだアイデアレベルでございしますが、詳細についてこれから検討していきたいと思っておりますが、一つは賃料の設定につきましても、例えばベンチャー企業向けといった研究開発機能、こういった床につきましても、賃料をある程度低めに設定せざるを得ないものです。一方、ある程度、収益性が見込まれる、そういった床については、少し高めの賃料を設定するといった工夫もあるのかなと思っております。この整備に当たりまして、国の資金をいかに活用できるのか、こういうことでの全体としての収支向上が図れないかと考えております。

さらに、先日、提案いたしました国家戦略特区の中にこの事業を位置付けてございまして、具体的には整備運営事業者に対する税制上の優遇措置、法人税の減免、こういうことができないか。あるいは、入居企業に対する様々な規制緩和の措置、こういうことで入居を促進するような手だてを現状では考えているところでございます。

西村委員

先ほども市のL i S Eとの重複ということで質問ございましたけれども、具体的に気になるなというのが例えばL i S Eの中にもレンタルラボがあるわけですが、まだ満室になっておりません。それから、仕事を結び付けるという機能、マッチング機能というのもL i S Eの中にあつたかと思ひますし、海外進出の相談

コーナーというのがあったかと思えます。

それからまた、人材育成機能であるトレーニングコースなんですけれども、ジョンソン・エンド・ジョンソンがやってくるということで、これは医療機関のトレーニングセンターとして始動されるというような話を伺っています。大分かぶってくる内容が一杯ある中で、どうやってその独自性を打ち出していくのか、あるいは連携をとっていくのかというようなことをお聞かせいただけますか。

国際戦略総合特区推進課長

先ほど御答弁させていただいた中でもありましたが、我々としては機能ですみ分けをするといったのはなかなか難しいところがあると考えています。

しかしながら、このライフイノベーションセンターについては、一つの方向性として、再生細胞分野といったものを打ち出していきたいと考えておりますので、そういったところでの特殊性といったものは出せるのではないかと考えてございます。お話がありましたジョンソン・エンド・ジョンソンでございますが、これは基本的に医師向けの研修機能であると伺ってございます。

一方、ライフイノベーションセンターでは細胞のバイオ加工に関する技術的な、いわゆる技術者を想定したトレーニング構想ということで、そこでの対象者としてのすみ分けができるのかなと考えております。ただ、我々としては、逆に医療従事者全体に対するトレーニングを提供できる拠点だということで、その相乗効果といったものの連携を図る中で、アピールできればと考えているところでございます。

西村委員

レンタルラボによって、いろいろな使用の目的や大きさが明確になれば、とりあえず殿町に来れば活動ができるというようなアピールができるでしょうし、ビジネスマッチングにしたってL i S Eにも御紹介できる。そして、県は県の役割を果たすことができる。トレーニングセンターも、今おっしゃったみたいに、お医者様方が新たな医療機器の練習をされる場所、あるいはそれ以外の医療従事者の方、どちらにしろ殿町と連携をすれば、そして京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区と連携をすれば、何かしらが見付かるよというような情報の発信の仕方というのは、大変プラスになると感じますので、よろしく願いいたします。

さて、幾つか機能について伺っていきたいと思います。

生産機能というのは、具体的にどういったものなんでしょうか。

国際戦略総合特区推進課長

生産機能でございますが、まず、根本治療が可能であり、市場拡大が期待される、患者の期待、そして社会的な期待も大きい再生細胞医療の分野を実用化し、拡大を図っていく。そのためには、より多くの患者さんに安全に低コスト、そして一定量を安定的に細胞を提供するといった生産機能が重要かと考えてございます。

そうした中で、このライフイノベーションセンターでは、細胞プロセッシングセ

ンターや、こういった細胞バイオの専用の機器等を活用いたしまして、低コストで高品質、そして安全性の高い細胞のバイオ加工を行っていききたいと考えてございます。

その他、これは再生細胞とはちょっと一線を画しますが、例えば、がんへの免疫力を高める治療薬として期待もされております、がんペプチドワクチンといったものも、医薬品の生産につきまして、幅広く視野に捉えていききたいと考えているところでございます。

西村委員

これは規制緩和が大前提となる、そういった事業であるかと思えます。国の方でも、NIHの創設等々が言われておりますけれども、しっかりと規制緩和を打ち出して、訴えかけて展開をしていただきたいと思うところです。

そして、もう一つの機能として臨床機能、ここにクリニックとあるんですけれども、このイメージを教えてください。

国際戦略総合特区推進課長

このクリニックでございますが、ここは最先端の再生細胞医療技術を直接患者さんに提供する場として、我々も想定している機能でございます。そして、当然、診療行為といったものを併せまして、できればこういった場所で、いわゆる臨床試験、治験、こういったものも併せて実施することができれば、その研究と一体となった、より迅速な研究成果の事業化、実用化といったものにつながるのではないのかといった機能を期待しているところでございます。

西村委員

こちら規制緩和が大きな一つ壁になるのかなと思えます。そして治験審査委員会等々の連携その他というのも重要になってくるのかなと実感してお話を伺いました。

さて、先ほどベンチャー企業の役割が大きいと、そしてまた賃料その他、考えていきたいという話がありましたけれども、その他にも何かベンチャー企業を育てていくための何らかのサポートというようなものの具体例は挙がっているのでしょうか。

国際戦略総合特区推進課長

お話のように、ベンチャー企業は研究成果を実用化へつなぐ重要な役割を担っているかと思えます。ただ、なかなか日本の今の経済活動の中でベンチャー企業が十分に活躍できていない、そういう現状があると思っております。そういう中では、一つは場を提供するという部分では、賃料の部分も考慮した、そうした床の提供といったものは、一つ大きな手だてだと考えてございます。

その他、今回、国家戦略特区の中でベンチャー企業への投資を拡大しようということで、個人版のエンジェル税制というのがございますが、これを企業版に拡張して、ベンチャー企業への投資、ファンドへの投資を行う企業に対する法人税事業等の減税といったものを通じて、ベンチャー企業への資金投入を拡大していくと、このような形も今検討しているところでございます。

西村委員

特区に進出する企業にインベスト神奈川2ndステップ+(プラス)を県の方から提案をしているというのは承知しているんですけども、この夏に、私ども公明党神奈川県議団で関西イノベーション国際戦略総合特区に行ってみまして、大阪府は3年間税金を取らないんですね。3年間見続けましょうというような、そういった大胆な方法も打ち出しているんじゃないかと、そういう大胆なことも、ちょっと考えていただいてもいいのかなと感じるところです。

大体の運営に対するイメージというのはつかめたんですけども、こうした機能が集約されるライフイノベーションセンターについて、もっと広く県民の皆様を知っていただくこと、これは先ほどのKASTもそうなんですけれども、これは大変重要なポイントになってくると思います。

また、隣接する羽田空港や2020年には東京オリンピックもやってくるということで、このライフイノベーションセンター全体を一つのいわばショーケースのような形にして、見える化をするということも一つの方策ではないかなと思うんですが、そういったお考えはありますでしょうか。

国際戦略総合特区推進課長

我々もまだまだライフイノベーションセンターと再生細胞医療といった分野についての県民への周知といったのは足りないと認識してございます。そういう中では、我々といたしましても様々な県の広報媒体あるいはイベント、そういったものを通じまして、県民の皆様にも少しでも御理解いただけるように努力していきたいと思っております。

また、お話のありましたように、7年後には、稼働開始後から4年後ということになります。東京オリンピックがやってくるということになりますので、我々としても、今この段階で具体的にこういう方法というのまで、まだ結論は出ておりませんが、何らかの形で多くの方々に見て、体験までいくか分かりませんが、感じていただける、そういった拠点に、是非、仕立てていきたいと考えているところでございます。

西村委員

収益を上げるというところと、それから広報として活用する、バランスが必要な内容になってくるかと思うんですが、どうか知恵を絞って対応していただけますようお願いいたします。

引き続き、国家戦略特区において伺いたいと思うんですが、国が今バーチャル特区という構想を持っていて、七つの国際戦略総合特区が指定されたけれども、それぞれ他の特区と連携をして、また新たな研究開発を進めていこうと言われております。

そのことについて、どのように考えていらっしゃるのか、またそういった場合、今、神奈川県と横浜市と川崎市というふうになっておりますけれども、窓口の一本化が必要になってくるかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

国際戦略総合特区推進課長

今回のこの国家戦略特区の特徴といたしまして、お話がありましたバーチャル特区といったものができてございます。詳細につきましては、今後、国の動向をしっかりと見極めていきたいと考えております。

ただ、特区間の連携ということでは、既に東京都アジアヘッドクォーター特区、ここの連携ということにつきましては、内閣官房が事務局となりまして、国が両都県の間を取り持つといった仕組みも構築されてございます。想像でございませぬけれども、かなり国が特区間の連携に相当関与していくといった可能性があると考えているところでございます。

そうした場合、他地域との連携に当たっての窓口ということの御質問がありました、正直申し上げて、我々といたしましては、今の3団体、非常に連携体制がしっかりできていると考えてございますし、関西のように六つも七つもあるということではなくて、三つでございませぬので、そのところは日常的にコミュニケーションもっておりますので、今の体制をベースに対応できればと考えているところでございます。

西村委員

関西イノベーション国際戦略総合特区では、梅田の北というとても人の出入りの多い、いわば繁華街にグランフロント大阪、大阪イノベーションハブというのがセッティングされて、そこにはナレッジキャピタルという一つの動きがあつて、インキュベートを行うようなフロア、そしてまたいろいろな製品であつたり、発見であつたり発明であつたりというのを、一般の市民の方や買い物に来た方が、その最新の研究開発されたものを見ることができ、とても楽しい、しかもおもしろい、何を関西がやっているのかということ発信ができる取組だなどと思って感心をしました。

再生細胞医療分野は、将来的な市場の拡大が見込まれます。そして、またニーズも高い分野です。こうした分野に県主導で取り組むことは、非常に意義のあることだと考えておりますし、私も後押しをさせていただけるような、そんな提案をしてきたつもりでございませぬ。

また、こうした意義ある取組だからこそ、県民やライフサイエンス関連企業などに対して県の施策、具体化した施設として見える化をしていくこと、これはとても重要だと考えます。

そうした点を踏まえて、今後もスピード感を持って、このライフイノベーションセンターの整備推進に取り組んで、我が国の再生細胞医療分野のシンボルが誕生したと言われるような施設整備を進めることを要望しまして、この質問を終わります。

この委員会で、税に関わる質問が幾つかございましたが、私も税制措置について一つ伺いたいものがございませぬ。

現在、ひとり親家庭への税制措置の一つとして、所得税と住民税に寡婦控除という制度があります。しかしながら、この制度は同じひとり親家庭でも、未婚の

場合には制度上、適用されないと伺っています。このため、他県の市町村では、みなし寡婦控除として、保育料や公営住宅家賃などについて、寡婦控除と同様の軽減措置を独自に設けて実施している自治体もあります。

先般、未婚の男女間の子の遺産相続の取り分を、結婚した男女の子の半分とする民法の規定について、最高裁は法の下での平等に反するとして、違憲判断を下しました。生まれてきた子供には何の責任もないのに、親の結婚歴の有無によって差が生じるという側面では、この寡婦控除も同様であり、不公平だというふうに考えます。

そこで、この寡婦控除を未婚のひとり親家庭にも適用すべきだとの観点から、何点か質問をさせていただきます。

現行の寡婦控除の制度の創設経緯やこれまでの主な改正点について、まず確認をさせていただきます。

税制企画課長

寡婦控除でございますけれども、創設は国税であります所得税の制度として昭和26年にできたものでございます。この趣旨でございますけれども、第二次世界大戦で生活の柱でありました夫を失った女性の方が大変多くございましたので、こうした方の税制面での支援措置として創設されてございます。その後、離婚した女性についても適用範囲が広がったと承知をしてございます。

住民税につきましては、昭和37年度に住民税の課税全体の見直しがございまして、その際に他の所得控除と合わせまして、寡婦控除につきましても、全国一律の措置として創設がされてございます。

その後の改正でございますけれども、昭和47年に、それまで適用の対象ではなかった扶養親族を有しない方についても所得が一定基準以下であれば適用するというようにされてございます。

また、昭和56年には、それまで母子家庭だけに限られてございましたが、いわゆる父子家庭についても新たに寡夫控除といった制度が創設されております。このような経緯でございます。

西村委員

時代の変遷によって、考え方が変わってきたと捉えさせていただきました。

未婚のひとり親家庭には、この制度が適用されないとのことですが、寡婦控除の内容について御説明をお願いします。

税制企画課長

まず、適用の対象となります寡婦の要件でございますけれども、所得税法、それから地方税法にそれぞれ定めがございまして、具体的に申し上げますと、納税者本人の方に着目してございますが、二つ区分がございまして、

まず、一つといたしまして、夫と死別または離婚した者で扶養親族がいる場合、二つ目が夫と死別した者で所得が500万円以下の場合とされてございまして、いずれも夫の存在を前提とした制度となっております。男性の寡夫の場合につきましては、妻と死別または離婚して扶養親族である子がいる者で、且つ所得が500

万円以下の場合に限られてございます。

こうした要件に該当いたしますと、扶養控除などと同じように、課税される所得から一定の額が控除されるという仕組みでございます。控除額は所得税が27万円、住民税が26万円でございます。更に扶養親族が子供の場合、なお且つ所得が500万円以下であれば、今申し上げました控除額に、所得税では8万円、住民税で4万円が控除額に加算されるという仕組みでございます。

西村委員

それでは、県内では寡婦控除の適用実績はどのぐらいあるんでしょうか。また、仮に寡婦控除が適用された場合、1人当たりどれぐらいの税額が軽減されるのか、教えてください。

税制企画課長

本県におきます平成24年度の適用実績で申し上げますと、男性の寡夫も含めまして人数では約7万1,000人、この控除額全体では約197億円の控除額でございます。軽減される税額というのは集計がございませんけれども、住民税の税率は県民税、市町村民税合わせて10%でございますので、今申し上げました全体の控除額197億円、これに単純に税率を掛けますと約19億7,000万円ということになります。

続いて、1人当たりの軽減される額でございますけれども、所得によって変わってまいります。母子家庭でこの寡婦控除を適用する前の課税所得が300万円の場合で申し上げますと、所得税では控除額が35万円となりますので、軽減される税額は3万5,000円、住民税は控除額が30万円でございます。軽減される税額は3万円、所得税、住民税合わせまして6万5,000円が1人当たり軽減されるという状況でございます。

西村委員

今、母子家庭の例を聞いていただきましたけれども、大変経済的に厳しい中で、仕事をしながら子育てをされている御家庭にとっては、大きな控除なのではないのかなと感じるところです。

寡婦控除が適用されない場合、所得税や住民税が安くないばかりではなくて、保育料や公営住宅家賃などに影響が及ぶというのは、こういった仕組みによるものなんでしょうか。

税制企画課長

保育料ですとか公営住宅の家賃などにつきましては、所得税や住民税の課税される所得金額や税額に応じて算定される仕組みだと承知をしております。したがって、このため寡婦控除が適用された場合、その分だけ所得なり税額が低くなるということでございますので、適用されない場合と比較して、当然のことながら保育料や家賃がより低い価格になるということでございます。

西村委員

未婚のひとり親家庭にも寡婦控除が適用されるようにするためには、税法が改正されるべきところであると承知をしておりますけれども、法改正を待たずに、

本県独自に住民税を軽減するようなことはできないでしょうか。

税制企画課長

寡婦控除も含めまして、住民税の所得控除につきましては、全国一律で金額も一定で定められてございます。この金額ですとか適用の要件について、地方自治体が独自にその内容を変更できるという規定が残念ながらございません。したがって、県独自のそういった適用をするということは困難でございます。

しかし、住民税を軽減するという手法としては減免という方法がございます。ただ、法律で適用されないというものを減免という手法を用いて実質的に適用するということが、この規定の趣旨との整合性と言いますか、必ずしも適当ではないと考えてございます。

したがって、なかなか県独自の対応というのは難しい状況でございます。寡婦控除も含めまして、いろいろと所得控除については、先ほど委員からお話がありましたとおり、時代の変遷に伴って見直しがされてございます。その中で個人の所得課税全体の中で議論されていくべき問題であると私どもは認識してございます。

西村委員

厚生労働省の母子世帯調査によりますと、未婚のひとり親家庭、これは母子世帯ですけれども7.8%、死別によってひとり親世帯となられた方が7.5%、いわば未婚のひとり親家庭の方が増えているわけでありまして。

先ほど時代の変遷とともにという、そういう話をさせていただきましたが、正に今、時代のニーズでもあるのではないのかと感ずるところです。

厚生労働省は、来年度からひとり親家庭への支援を強化する方針を決定したようでございますが、そこでも注釈では死別、あるいは離婚によってという注釈がついておりました。県として、全てのひとり親家庭に寡婦控除を適用するような法改正を求める、こういった意見なりを届けていただければというふうに要望させていただき、また、より詳しくは保健福祉局や、あるいは県民局の所管の行政サービスにも関わってくるのかなと感じますので、私も折に触れて訴えてまいりたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

国から地方公共団体への権限移譲について伺わせていただきます。

地方分権改革の中で、地方が最も強く求めていた国から地方への権限移譲は、これまで最も進んでいない課題でありました。そうした中で、昨年の政権交代後、平成25年3月に地方分権改革推進本部が発足し、新たに設置された有識者会議で国から地方への権限移譲が検討されることになり、今回、具体的な形となったわけですが、地方分権の推進に向けた新たな一歩であるというふうに捉えたいと思います。しかし、地方から見れば、十分とは言えない部分が多々あるのではないのでしょうか。

これまで本県独自に、また地方全体から、国からの権限移譲を求めてきたと承知をしているわけですけれども、どのような取組を進めてこられたのでしょうか。

広域連携課長

まず、本県独自の取組でございますけれども、平成20年12月の地方分権改革推進委員会の勧告以降、毎年度、権限移譲の推進、それから出先機関の原則廃止につきましては、国に分権化に関する要望をさせていただいています。加えまして、平成21年には九都県市首脳会議におきまして、国からの権限移譲の受皿の検討というのを行っております。さらに、22年11月から関東地方知事会におきまして、国の出先機関の事務の権限の仕分けも行っております、これら両方とも神奈川県からの提案ということで実施をいたしたものでございます。

次に、地方全体の取組でございますけれども、勧告が出た後に、まず全国知事会といたしまして、国の出先機関の廃止や縮小を求める決議、それから、その行動方針というのを定めておりまして、21年11月に国の出先機関原則廃止プロジェクトチームというものを立ち上げまして、22年7月に報告書として取りまとめ、地方に移管すべき事務というものを国に提言をしております。

今回の有識者会議の検討におきましても、25年6月でございますけれども、国が実施した自己仕分けに対する地方側の意見というものを全国知事会で取りまとめいたしました、国に提出をしているところでございます。

西村委員

本県が旗振り役となって、権限移譲を求めてきたという歴史を教えてくださいました。

地方が優先的に国に移譲を求めていた権限は、今回検討された事項に含まれておりますか。

広域連携課長

先ほど御説明しましたように、全国知事会が平成21年に地方に移管すべき事務というものを取りまとめております。事務のカウントの仕方にもよるんですけども、その時点で国の出先機関の事務というのが全体で528事務ほどあるだろうと設定をいたしまして、そこから行政改革で廃止すべき事務、あるいは民営化する事務というものを除いた約300の事務が地方に移譲する事務という取扱いをしております。

地方全体といたしましては、これら全ての事務を都道府県に移管すべきという考えが基本ではございますけれども、その中でも優先的に移譲を求めていく事務としましては、平成22年7月に国の出先機関の原則廃止に向けて、国の中で提示をいたしましたハローワーク、直轄国道・河川、それから農地転用、地域交通、中小企業支援、こういった5項目について、特に重点的に地方に移譲をしてもらいたいということ国の方に申し入れをしております。

対象となりました事務を、この優先的に移譲してもらいたい事務に当てはめてみますと、今回、100事項が取り上げられておりますけれども、その内の21事項が地方側が優先的に移譲してほしいと国に求めた事務でございまして、今回、実際に移譲すべきとされたものは4事項にとどまっております、結果的には残念な結果になっております。

西村委員

この国からの移譲が進まないのは、こういった理由があると考えていらっしゃいますか。

広域連携課長

平成 22 年、25 年に国の方で自己仕分けをやっておりまして、その際に地方に移譲しない理由というのを幾つか各省庁が明言と言うか、問題提起をしております。

例を挙げますと、例えば各自治体の財政需要や組織体制等によって対応の相違が生じる可能性がある。あるいは全国的な視点に立った対応や判断が必要な事務である。あるいは専門性を確保する必要があるといったような意見、あるいは緊急時に国が管理を行う場合と同レベルの迅速、的確な対応を確保することが難しいとか、あるいは個別の地域ではまれにしか発生しない事態に技術だけ蓄積することに限界があるといったような理由が挙げられております。

国の方では、このように移譲を行わない理由を列挙しているわけですが、けれども、地方側からは、国や他の都道府県の連携の強化、あるいは専門人材の育成によって、十分対応が可能だと反論はいたしております。

いずれにいたしましても、国の省庁としては、なかなか権限を移譲したくないという考え方なのかと認識してございます。

西村委員

優先的に権限移譲を求めるものについては、先ほどハローワークというお答えも含まれておりました。報告資料ウの移譲以外の見直しを着実に進める事務権限に位置付けられておりますこのハローワーク、国はどのようにして権限移譲をハローワークについてしないのでしょうか。

広域連携課長

今回、当面の方針を決定するに当たりまして、国の方から権限移譲しないものについての理由については、実は示されておりませんが、ハローワークにつきましては、先ほど申しました平成 22 年と 25 年に実施しました各省庁の自己仕分けは、この場合、ハローワークですので厚生労働省になりますけれども、その中で厚生労働省は理由を挙げております。

4 点ほど、移譲しない理由を挙げておりまして、まず第 1 に、雇用保険の財政責任と運営主体が不一致になることで地方自治体が財政責任を負わずに失業事務を実施すると、失業給付が増えて国民負担の増大につながるという主張が 1 点目でございます。

それから、2 点目が都道府県間の求人が分断されて、職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなるというのが 2 点目。

それから、3 点目が国の雇用対策に関する指揮命令ができなくなって、全国一斉、機動的な雇用対策が講じることができなくなるのではないかとというのが 3 点目。

それから、4 点目が I L O 第 88 号条約の第 2 条で、職業安定組織が国の機関の指導監督の下にある職業安定機関は全国的体系で構成されるという規定がござい

まして、この条約に反するのではないかというのが4点目。

こういった理由で地方には移譲できないと、厚生労働省は主張しているところでございます。

西村委員

その一方で、ハローワーク特区がありますよね。埼玉、浦和のハローワークと、それから佐賀であったかと記憶をしていますけれども、このハローワーク特区を進める上で、運営上、そういった問題点が出てきたんでしょうか、支障があったのか教えてください。

広域連携課長

委員お話の特区というのは、平成24年10月から埼玉県と佐賀県が特区制度を活用して、先行的にハローワークの移譲を受けて活動したということでございます。これにつきましては、1年近く経過しておりますけれども、この間、県がハローワークをやったことによりまして、先ほど申しましたような四つのようなことで支障が出たという話は伺っておりません。逆に利用者のためのサービスが強化されたとか、あるいは国と県で協議を重ねたことで、両者の連携が強化されたというような評価する意見は幾つか聞いております。

西村委員

それでは、本県として、先ほど国の見解を教えてくださいけれども、本県、あるいは地方側からハローワークの移譲が見送られているということに対して、反論というのはしているんでしょうか。

広域連携課長

先ほど申しましたハローワークを移譲しない厚生労働省の見解に対しまして、全国知事会を通じてですけれども、具体的に反論はいたしております。

先ほどの4項目に沿って申し上げますと、まず1点目の雇用保険の関係ですけれども、地方としては職業紹介だけでなく、雇用保険の認定給付を含む一体的な事務移管を求めていますので、国が両者が分離されることで、乱給になるというような指摘は当たらないと、むしろ片方しか移譲しないという前提に立っているので、そういう発想が出ると主張をしています。

それから、2点目の職業紹介の全国ネットワークが維持できないという理由につきましては、地方に移管してもハローワークが保有している総合的雇用情報システム、これの一体性は今後も維持するという考えでございますので、その点は当たらないということでございます。

それから、3点目の全国一斉の雇用対策ができなくなるという主張に対しましては、全国一斉の対応が必要な場合には、当然ながら都道府県間及び本省との連絡調整を行えば十分可能だというのが3点目です。

それから、4点目のILO条約に違反するのではないかという点につきましては、まず国の機関の指導監督の下にある職業安定機関というくだりですけれども、これは国の機関に限定されるわけではございませんので、それをもって地方ができないという理由にはならないということと、もう一つ現に条約批准国でござい

ますデンマークが地方自治体に移譲しておりますし、もっと申しますと、オーストラリアは民間が実施をしておりますので、これがILO条約に違反しているとはみなされておりませんので、この批判も当たらないだろうということで、意見を提示して反論はしているところでございます。

西村委員

しかも、先ほどお答えいただいたように、先行しているハローワーク特区では支障はなかったし、逆に評価の声が上がっているという現場の声もあるということですね。

ハローワークについてもそうなんですけれども、今後、移譲して県で実施した方が県民サービスの向上につながるということを示していくことが重要ではないかと考えます。今回の権限移譲が実現した場合、どのような効果があると考えていらっしゃいますか。

広域連携課長

例えて御説明いたしますけれども、今回の移譲の中で一番件数的に多かったのが医療とか福祉関係の行政施設の監督権限というものでございます。これにつきましては、今まで国が一元的に監督指導を行ってございましたけれども、都道府県に移譲されることによりまして、地域の状況をより把握している都道府県が指導監督を行うことで地域のニーズに合った人材育成が行えるだろうと考えております。

それから、もう一つ例を挙げますと、医療法人の設立認可など、国に認可申請する必要がなくなるものが幾つかございますので、これについては申請者の利便性の向上が図られると思っております。

それから、また幾つかの項目につきましては、現在、都道府県で実施している事務と併せて行うということが可能になりますので、この点では行政の効率化が進むという面もございます。

ただ、今回につきましては、まだまだ移譲の件数が少ないということと、いわゆるボリューム感がある事務が多くないという面もございますので、なかなかアピールしにくい面もあるんですけれども、今後、実際に移譲がなされた際には、一つ一つの事務について、県民の皆さんに移譲の効果を実感していただけるよう、事務処理に当たっては心掛けてまいりたいと考えております。

西村委員

それでは、要望させていただきます。

今回の国の当面の方針は、国の権限移譲の動きが、まだまだ十分なものではないと実感しております。権限移譲により県としての取組ができるようになると考えます。地域のニーズに応じたきめ細やかな施策展開や県民サービスの向上に向けて、積極的に取組を進めていただきたいと要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

先ほども質問ございました神奈川県職員健康管理推進本部を設置されるということで、この職員の健康増進に向けた取組について、何点か伺わせていただきました

いと思います。

幾つか重なることがあるかと思うんですけれども、現在、健康診断及びレセプトのデータはどのように利用されているとお答えでしたでしょうか、改めて教えていただけますか。

職員厚生課長

現在、健康診断の結果データにつきましては、血圧、血糖、肝機能などの検査項目をAからD判定の4段階で評価しまして、基準値を超えたものに対しましては、その程度に応じてC判定、再検査・精密検査が必要、D判定、医療機関への受診が必要との判定を行っております。該当職員には、再検査・精密検査の受診についてというイエローカードを発行して、職員本人へ健康診断結果の通知を送付する際に同封して、早期に該当項目の再検査・精密検査を受診するように勧奨を行っております。

さらに、データを処理する際に、D判定が複数あるなどの異常値が出て、緊急に医療機関が一定の受診が必要と判断される職員に対しましては、そのデータを直ちに抽出して、職員健康管理センターの産業医や保健師が直接該当の本人へ電話連絡をして受診を促しております。

レセプトのデータにつきましては、平成24年度から共済組合本部におきまして、特定の疾病に注目した有効な保健事業を講ずるために医療費分析を実施して、疾病傾向などの統計資料を作成しております。

西村委員

語句の問題で恐縮なんですけれども、今おっしゃった特定の疾患ということと結び付くんでしょうか。資料の方にレセプトのデータを詳細に分析し、職員の健康状態の特性等を踏まえたという、この特性というのはそういう意味合いと受け取ってよろしいんでしょうか。

職員厚生課長

特性というのは、医療費やレセプトデータなどを分析する時に、職員の疾病傾向、例えば何々病、糖尿病などが全国に比べて高いなど、そういう傾向を把握して、その病気予防に有効な健康教育に生かしていくことになっています。

西村委員

このレセプトデータなんですけれども、個人情報満載のものでないかなと感じるところでございます。いかにこの個人情報を保護できるかが大変重要ではないかと感じるんですが、この点についてどのように対応しようと考えていらっしゃいますか。

職員厚生課長

委員おっしゃるとおり、レセプトデータは職員及び被扶養者の診療履歴でございますので、その取扱いに関しましては、個人情報保護が必要でございます。今後、予定しておりますレセプトデータの分析に当たりましては、推進本部が方針を打ち出し、その方針に基づいて県からの依頼を受けて、データを保有している共済組合が氏名などの個人情報をあらかじめ削除した匿名データにして、分析を

予定しております。

西村委員

もう1点、昨年度に我が会派の渡辺議員が質問させていただいて、アミノインデックスが京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区のプロジェクトの中で進められており、是非このアミノインデックスを職員の皆様にも活用いただきたいというふうに要望させていただいたんですが、その後、職員の健康増進にこれが活用されているのかどうか、教えていただけますでしょうか。

職員厚生課長

アミノインデックスがんリスクスクリーニングにつきましては、県としましては、特区プロジェクトを推進するという観点から、今年度から職員向けの間ドックのオプションとして提供しております。現在、間ドック事業を契約しております26健診機関のうち、アミノインデックスの検査が可能な13機関におきまして、費用は全額自己負担になりますけれども、オプションとして検査可能でございます。

西村委員

どうぞ広めていただけますように、よろしく申し上げます。

職員の健康増進を図る取組を強化していくことは、大変重要であると承知をしておりますけれども、健診、レセプト等のデータ活用、それからハイリスク者の把握、こういったものを進める上では、個人情報に十分に保護されるような手法、そして体制をしっかりとつくって進めていただけますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。